

# 仕 様 書

- 1 件 名 令和 6 年度キノコ等放射性セシウム分析業務
- 2 業務契約期間 契約締結日～令和 7 年 3 月 14 日
- 3 業務実施場所 請負者及び国立研究開発法人国立環境研究所（以下「NIES」という。）福島地域協働研究拠点において行うものとする。

## 4 目 的

東京電力福島第一原子力発電所事故による放射能汚染状態にある林地を対象として、キノコの菌床露地栽培を試験的に実施し、栽培によるキノコへの放射性セシウムの移行実態を把握するため、試験地土壌や菌床、収穫物であるキノコに含まれる放射性セシウム濃度の測定を行う。

## 5 業 務 内 容

請負者は、本業務の遂行に当たり、NIES 担当者とは十分な打合せを行い、以下の業務を実施することとする。

### (1) 分析

NIES が乾燥や粉碎等予め前処理の上 U8 容器に充填した試料計 360 検体について、NIES 担当者より予め提供される各試料検体の重量・充填高さのデータ（以下「NIES 提供データ」という。）を用いて、セシウム 137 とセシウム 134 を対象として、以下の条件で分析を実施する。

- ・分析方法：ゲルマニウム半導体検出器による機器分析
- ・測定条件：試料の種類や検体数、測定時間、試料引き渡し時期については、以下表 1 を参照すること。

表 1 測定条件

種類	検体数	測定時間（秒）	試料引き渡し時期
キノコ（子実体）	30	30,000	10 月下旬と 11 月下旬に 45 検体ずつ
	30	60,000	
	30	100,000	
菌床（バーク堆肥とふすま混合物）	25	30,000	10 月下旬と 11 月下旬に 45 検体ずつ
	40	60,000	
	25	100,000	
落葉	15	10,000	8 月中下旬
	20	30,000	
	10	60,000	
堆積有機物（分解状態にある落葉）	40	10,000	
	30	20,000	
	20	30,000	
土壌	45	10,000	

報告書の提出前に、測定済みデータの表を含む電子ファイルを速報として、NIES 担当者に電子メールで送付すること。

### (2) 分析結果の解析

各検体について、分析で得られた測定データと NIES 提供データを用いて、単位重量当たりのセシウム 137 とセシウム 134 の放射能、その誤差及び検出限界放射能の算定を行う。なお、分析結果として測定時に記録されたエネルギー、ピークチャンネル、ピーク面積とその誤差、検出限界、検出効率、サム効果、自己吸収及び減衰補正についても併せて報告すること。

### (3) 試料の受け渡し

測定用試料は、表 1 に記載の時期を目途に請負者宛に発送又は直接の授受を行う。

## 6 報告書等の提出

請負者は、業務契約期間終了時までに作業概要を報告書としてまとめ、電子媒体及び紙媒体で NIES

担当者に各3部提出する。詳細は以下のとおりとする。

表題 「令和6年度キノコ等放射性セシウム分析業務」

・電子媒体（CD-R）

ファイル形式

ワードプロセッサはMicrosoft社製Word形式（Word2003以上で読めること）。表計算ソフトはMicrosoft社製Excel形式（Excel2003以上で読めること）。

・紙媒体

仕上げ寸法 A4判

表紙等 ファイル（A4S判、フラットファイル）

報告書の仕様は、契約締結時における国等による環境物品等の調達推進に関する法律（平成12年法律第100号）第6条第1項の規定に基づき定められた環境物品等の調達推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）の「印刷」の判断の基準を満たすこと。

ただし、当該、「判断の基準」を満たすことが困難な場合には、NIES担当者の了解を得た場合に限り代替品による納品を認める。

なお、印刷物にリサイクル適性を表示する必要がある場合は、以下の表示例を参考に、裏表紙等に表示すること。

リサイクル適性の表示：印刷用の紙にリサイクルできます

この印刷物は、グリーン購入法に基づく基本方針における「印刷」に係る判断の基準にしたがい、印刷用の紙へのリサイクルに適した材料〔Aランク〕のみを用いて作製しています。

なお、リサイクル適性が上記と異なる場合はNIES担当者との協議の上、基本方針(<https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/kihonhoushin.html>)を参考に適切な表示を行うこと。

## 8 著作権等の扱い

- (1) 請負者は、本業務の目的として作成される成果物に関し著作権法第27条及び第28条を含む著作権の全てをNIESに無償で譲渡するものとする。
- (2) 請負者は、成果物に関する著作者人格権（著作権法第18条から第20条までに規定された権利をいう。）を行使しないものとする。ただし、NIESが承認した場合は、この限りではない。
- (3) 上記(1)及び(2)にかかわらず、成果物に請負者が既に著作権を保有しているもの（以下「既存著作物」という。）が組み込まれている場合は、当該既存著作物の著作権についてのみ、請負者に帰属する。提出される成果物に第三者が権利を有する著作物が含まれる場合には、請負者が当該著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行うものとする。

## 9 検 査

本業務終了後、NIES担当者立会いによる本仕様書に基づく検査に合格しなければならない。

## 10 協 議 事 項

本業務に関し疑義等を生じたときは、速やかにNIES担当者との協議の上、その指示に従うものとする。

## 11 そ の 他

請負者は、本業務実施に係る活動において、国等による環境物品等の調達調査の推進等に関する法律（グリーン購入法）を推進するよう努めるとともに、物品の納入等に際しては、基本方針で定められた自動車を利用するよう努めるものとする。